

## 2 傷病者の搬送及び受入れの実施基準の策定について

都道府県は、消防機関や医療機関等が連携する協議会における協議を経て、消防法第35条の5第2項各号に規定する傷病者の搬送及び受入れの実施基準を策定していくこととなる。

当該実施基準の策定は、現状の医療資源等を活用し、傷病者の搬送及び受入れをどのように行っていくべきか、消防機関及び医療機関等が共通の認識の下で、当該都道府県における対応方策を決定していくことを意味するものである。

傷病者の搬送及び受入れの実施基準を、実際に機能するものとするためには、救急隊が、エックス線撮影やエコー検査、血液検査等を現場で実施できるわけではないことから、どのような傷病者の状況が確認（観察）された場合に、どの医療機関で受け入れるかという、一連の対応を考える必要がある。各都道府県において、傷病者の状況を設定し、それらの状況に対応する医療機関を明らかにしていく必要がある。また、医療機関に適切に傷病者が搬送されるよう、救急隊の対応基準を決めるとともにこれらの基準だけでは対応出来ない場合の対応について、さらに基準を策定する必要がある。

傷病者の搬送及び受入れの実施基準について、以下に全体の概念図を示す。